

午前九時〇〇分開議

○議長（谷重幸君） おはようございます。ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

報告します。

町長から議案第19号 令和3年度美浜町一般会計補正予算（第6号）についての議案が提出されています。お手元に配付のとおりです。後日、日程に上げ、審議願います。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問を行います。

一般質問の順序は、お手元に配付のとおりです。

10番、鈴川議員の質問を許します。10番、鈴川議員。

○10番（鈴川基次君） おはようございます。議長の許可を得ましたので、通告に従い質問いたします。

今回、機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定が議案第1号として上程されていますが、少し詳細についてもお聞きしたいので一般質問に取上げさせてもらいました。

機構改革に関しては、私の記憶する限りにおいては、平成18年頃に、行革も相まって幾つかの課の統合を行い、その後、東北大震災で防災への関心が高まる中で、総務政策課から防災企画課が独立して現体制になったので、約10年ぶりの機構改革のことと思います。町が施策を推し進めていく上で、よりきめ細かく、そしてスピード感を持って事を運ぶためには、その体制づくり、機構改善は非常に大切だと考えます。もし不具合や停滞を感じたならば、ちゅうちょなく改革に取り組むべきとも思います。

そこで質問ですが、第1点目、今回は課の新設や廃止はなく、課自体の増減はありませんが、それぞれの課の分掌事務や行政組織規則は、課間の分担の入れ替わりや新たなものも相当見受けられます。また、課の名称にも、より具体的に「まちづくり」や「子育て」や「かがやく長寿」といったキャッチフレーズ的な言葉もついています。そこで、今回の機構改革に至った経緯、また狙い、目的についてお伺いします。

次に、分掌事務の課をまたがっての見直しや変更については、全協でも少し説明がありましたが、町行政組織規則等も含めて、もう少し詳細にお伺いします。

まず、改正後の防災まちづくりみらい課の防災班は従来どおりの業務ですが、企画班には、これまでの地方創生移住推進に、今回ほかの課からふるさと納税をはじめ、観光、商工、廃屋も加わりましたが、その意図、狙い、それとこの防災まちづくりみらい課に分掌事務が集中し過ぎて、今の課員6人体制でやっていけるのかとの懸念を感じるのですが、その点いかがお考えですか。

次に、改正後の農林水産建設課についてお聞きします。

まず、前の「産業」から第一次産業限定の「農林水産」に名称を変更した理由、意図について。

次に、農林水産班の町行政組織規則にも変更や省かれた箇所が何箇所かあります。1の

農林水産業の振興助成に関することから「助成」が取れて何々の振興に関するところに、2の「主要食糧の生産需給計画の樹立及び政府売渡しに関すること」、12の「各種資源活用計画等企画立案、実施に関すること」が省かれて、25の「土地利用に関すること」が新たに加わっています。現実には即した対応、変更かとも思われますが、その意図、理由について伺います。

4点目、機構改革に伴い、役場庁舎内配置も変更されています。個人的見解としては、住民課と子育て健康推進課の間に出入口可能なスペースを設けたのをはじめ、住民サービスを考慮した配置だと感じますが、この配置に込められた町長の思いがあれば伺います。

最後に、今回の機構改革に係る課の現在の課員数は、総務政策課7人、防災企画課6人、税務課5人、住民課6人、健康推進課10人、福祉保険課10人、産業建設課10人と聞いています。先ほども、防災まちづくりみらい課の質問の中でも少し触れましたが、分掌事務の見直しや変更も伴う中で、当然それぞれの担当課の業務内容や業務量にこれまでと差異が出てくると思われ、課員数の変更もあるかと想像いたしますが、来年4月以降のことでまだ先のことですが、現時点での町長の見解はいかがですか。

以上、5点についてお願いいたします。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） おはようございます。

鈴川議員の1項目、機構改革についての1点目、課の増減はないが、一部課の名称が変わり、分掌事務や行政組織規則の見直し、変更もある中、今回の機構改革に至った経緯、また意図、目的は何かにお答えいたします。

当町の過去の機構改革では、平成17年8月1日に12課1室1局から7課1室1局へ、平成24年4月1日には7課1室1局から9課1室1局へ機構改革を行ってきたところでございます。また、制度改正等により分掌事務の見直しなども行っているところでございます。

今回の機構改革におきましては、各議員の質問もあり、私も必要であると感じたことから、全職員に対しての面談、意見の募集、各課とのヒアリングなどを行い、そして自分の経験したことを踏まえ、検討した結果、私といたしましては、住民の皆様を第一に考え、また求められているサービスを継続して提供していくため、時代のニーズに合った機構改革が必要であると考えました。それを任期中に実施していきたいとも考えました。

2点目、防災まちづくりみらい課にこれまで以上に分掌事務、担当業務が増えたように感じるが、現6人体制で懸念はないかにお答えいたします。

議員のご指摘のとおり、機構改革に伴い、防災まちづくりみらい課の分掌事務は増加となります。ふるさと納税については、町の重要施策でもあり、商工、観光、地方創生等を通じPRしていきます。商工・観光については、地方創生と一体的に実施したほうが効率的であると、また廃屋については、現在、廃屋は総務政策課、空き家、古家解体支援事業、

空き家バンク、移住定住は防災企画課で業務を行っています。同じ課で業務を行ったほうが効率的であると考えました。防災まちづくりみらい課におきましては、町の重要施策を集約し、今後の美浜町の町づくりを進めていきたいと考えてございます。

なお、来年4月1日付の人事異動におきましては、防災まちづくりみらい課に限らず、各課の業務量等を踏まえ、適切な人員配置を考えております。

3点目、農林水産建設課と改称した意図、またその町行政組織規則の変更の理由にはお答えいたします。

まず、産業建設課を農林水産建設課に改めることについては、産業建設課から商工・観光を防災企画課に移管したことに伴い、農林水産建設課といたしました。

次に、行政組織規則の改正では、（1）農林水産業の「振興助成」に関することから「助成」を削ったことについては、「振興」には助成することも含めていることから削りました。（2）主要食糧の生産需給計画の樹立及び政府売渡しに関するものを削ったことについては、国の制度が終了したことによるものでございます。（12）各種資源活用計画等企画立案・実施に関することについては、商工・観光業務を防災企画課に移管したことに伴い、今後は防災まちづくりみらい課で業務を行います。（25）土地利用に関することについては、国土利用法に係る業務でございまして、総務政策課の地籍調査業務を産業建設課に移管したことに伴い、今後は農林水産建設課で業務を行ってまいります。

4点目、役場庁舎内配置の変更への町長の思いにはお答えいたします。

課の配置変更についてでございますが、私は、職員時代、長年にわたり窓口業務を経験し、窓口業務を1つのフロアで集約したほうが住民サービスの向上につながるという強い思いで、現在の課で申し上げますと産業建設課と福祉保険課の配置を入替えいたします。このことによりまして、かがやく長寿課の窓口カウンターを低いカウンターに変更し、通路を広くします。また、現在は出入りができませんが、住民課と子育て推進課との間ぐらいに窓口カウンターの前に職員が出入りができるようにいたしまして、よりきめ細やかに窓口で来庁者に対応したいと考えました。

次に、2階についてでございます。

総務政策課と防災企画課の分掌事務の変更によりまして、配置を入替えします。秘書業務を総務課で行うことになったこと、また放送室が現在の総務政策課の隣にあることにより、防災企画課の業務が効率がよくなることから配置の入替えでございます。

5点目、機構改革、また分掌事務の課間の移行、見直しに伴う関係課員数の見直しはどうかにお答えいたします。

今回の機構改革に伴い、来年4月1日付の人事異動におきましては、各課の業務量等を踏まえ、適切な人員配置を考えてまいります。

○議長（谷重幸君） 10番、鈴川議員。

○10番（鈴川基次君） ありがとうございます。

それでは、再質問に入らせてまいります。

1点目の機構改革の意図、目的についてですが、答弁から私なりにひも解いてみますと、物事を進めていく上で、やはり何事にも目的があり、その目的の達成のために手段、方法があると思います。答弁の中に、住民を第一に、求められているサービスを継続して提供していくためにとありますので、それが今回の機構改革の目的で、後の「時代のニーズに合った機構改革が必要であると考え」これはその目的のための手段であると理解できます。ですから、今回、住民が望むサービスの継続、維持が目的で、時代のニーズに合った機構改革はその手段であるのかと。これは私の認識ですが、それで合っているのかどうか、まずその点お伺いします。

次に、今回の機構改革の作成に当たっては、全職員に対しての面接、意見の集約、各課とのヒアリングなどを行い、そして自分の経験したことを踏まえてとありますので、町長の強い意欲の下に全庁挙げて取り組まれたことと私はそう思いますが、例えば課のネーミングであったり、分掌事務の見直し、変更等など、どのような作成過程を経て決定に至ったのか、決定されたのか、その作成過程ですね。また全員職員の面接を行った、また意見集約もしたということですから、その中からボトルアップによって職員の提言が今回取り上げられたとか、こういう部分に取り上げられたとか、そういうのがあればお聞かせください。

2点目、防災まちづくりについてですが、答弁の中で、機構改革に伴い、防災まちづくりみらい課の分掌事務は増加となりました。また、防災まちづくりみらい課におきましては、町の重要施策を集約し、今後の美浜町の町づくりを進めていきたいと考えてございまして、そう答弁されており、町行政における防災まちづくりみらい課の位置づけを明確に示唆されていると私は感じています。今回の機構改革の大きな目玉というか、また関心事であるこの課が、今後この機能を十分に発揮できるよう、人的支援の強化が望んでやみません。これは私の見解ですので、町長も答弁されていますので答弁は結構です。

そこで、今回のこの課の分掌事務が増加した原因に、答弁にもありますように、事務の効率化が挙げられています。今まで防災企画がやっていた業務に、それに関連した業務をほかの課から一緒にすることによって効率化ができると、そういう効率化という言葉が出てきます。効率化によってスピード感が生まれ、また行革にもつながっていきますが、やはりそれと並行して業務の内容の充実も忘れてはならないと考えています。業務の効率化と内容の充実を両立させるためには、やはり各課内の、課には班があるわけですが、その課内の、また課を超えての連携というのにも必要となってくるのではないのでしょうか。

例えば、この業務は、この分掌事務は例えば防災まちづくりみらい課が担当だから我々には関係ないという考えでは、その施策自体が浸透していきません。今回の機構改革では直接的には触れていませんが、この改革を推し進めていく上で、課間の連携ということにどのようにお考えでしょうか。

それと、もう一点、ふるさと納税について、これも町の重要施策であり、商工、観光、地方創生等を通じPRしていきたいと。これもまちづくりみらい課に加わったわけですが、

ちょっと関連して、去年はふるさと納税は10億を超えたということですが、その内容はミカンが7割、8割と聞いており、その額は維持していくのがこれは至難ではないと、予算では3億円計上は適切な判断だと私も思いますが、現時点での今年のふるさと納税の額、去年の同時期と比べての比較、またその返礼品の内容、また今年新たにそういうふるさと納税について取り組んだことがあればお教えいただきたいと思います。これ担当課で結構です。

次に、3点目、農林水産建設課についてですが、改称した意図、これは商工・観光を防災企画課に移管したということによく理解しました。行政組織規約についても、それぞれ理由があって改正なり削ったということでもいいんですが、1点だけちょっとお聞きしたいのは、例えば2の「主要食糧の生産需給計画の樹立及び政府売渡しに関する事」を削ったのは国の制度が終了したことによるものと、そう答弁されていますが、この国の制度が終了したのは、時期について私も定かではないんですが、これはあくまで条例ではなく規則の改正なので、例えば国が終了した時点でこの規則を改正するという、それは別に、規則ですので、条例じゃないのでこういう機会に改正したと。それで別に不備がないのか、そういう方法でこれまでもやってきたのか、そこだけちょっと規則の扱いについてお伺いします。

4点目、役場庁舎内配置の変更については、これは町長の長年の窓口業務を経験した中で温めてきた配置替えということで、町長の意図することも十分理解できます。ただ、配置替えして、何か月間かたてば、住民も役場の配置替えに慣れてくることと思いますが、最初の一、二か月間は、多分、来庁者には戸惑いもあることと思います。そこで、例えば住民が玄関に入った正面に住民課のカウンター等に例えば総合案内係とか、そういうプレート置いて、そこへ職員の配置というのはなかなか1人というのはいらない気もするんですが、住民が、最初ですから場所も分からんということで、総合案内所という所があればここで聞いたらいいなかなということになることもあると思うんで、その前に例えば座ったり現れたらすぐに対応できるような、そういう入ってきたときに場所が分からんとか、お年寄りで、今まででも場所が分からんときどこで聞いたらいいかというような、そういう人もおったかと思うんですけども、そういう人に丁寧に説明できるような、そういう体制づくりというか、特に今回配置替えするわけですから、そういう配慮というか、別に総合案内所を置く、プレートを置くとかに限らず、そういうやっぱり最初戸惑った人に対する配慮というのをちょっと考えてみてはどうかと思います。

以上です。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 鈴川議員の再質問にお答えいたします。

ちょっとたくさんあったので抜ける場合もあるかもしれませんが、そのときはどうぞ指摘してください。

どのような作成過程を経て決定されたのかということですが、まず機構改革の

会議を始める前に、もちろん全職員にアンケートも取りましたし、もちろん面接を行いました。その中で、各議員の提案もありましたし、私なりに、まず各課の違うことをやっているのでは分けたほうがいいのかとか、いろいろそういうことをまず考えました。しかし、じゃあ小さな課になると、今まで大きな課で人数が多かった、大きな事業があればその人数で何でも行えてきた、小さい課をつくってしまうと何かあればまた少人数で業務を行っていかねばいけい、そういうことになりましたらやっぱり小さい課をつくるよりも大きい課を残していったほうがいいのかと。

それと、まずどこどこを離してどこをくっつけるかになると、やっぱり違うことをしている課が多いものですから、そこそこをひっつけたらまた違うのではないかと、でもこの今のある課に対して住民の皆さんが不便だという意見はあまり聞かない。やっぱりしたら住民の皆さんが困っていることをまずこれをやっていきたい。そう考えて、みんなで意見をいただいた中から、全てではございませんが、全てそれをできたわけではございませんが、皆さんの意見を踏まえて、また会議の中でみんなで協議して、こういうふうに最終決定したということでございます。これが100%正解だとは思っておりません。また、時代に即した機構改革もこれから必要になってくるとは思っております。

それから、職員の提言については、皆さんいろんな意見もいただきました。その提言については、全て本当にできているかというたらできてないです。そのことも、各課長に来ていただいて、会議の中でも、これとこう考えたんやけれどもこういうふうになりましたとか、そういうことで説明はさせていただいております。

それと、町行政における防災まちづくりみらい課の位置づけなんですけれども、本当に今メインにやりたいということを集めました。そして、みんなで盛り上げていきたい。だから、本当に議員おっしゃるとおりに、課間の連携は完全に必要であり、仕事を放りつけ合いすることなんか絶対あつてはいけいと考えております。みんなで盛り上げてやっていかないといけいなど。やっぱりそれを私は未来へつなげていきたい、そういうふうと考えております。

それと、ふるさと納税と規則の関係については、担当課長から答弁させていただきます。

何か月か、来庁者には戸惑いがあると。本当に住民課については、もう以前から私は住民課の窓口職員は住民課だけの職員ではない、やっぱり庁舎を訪れる方皆さんの最初の職員であるのでしっかり対応するようにもずっと言っております。その中で、自分もそういうふうにしてきました。だけど、戸惑っている高齢者がいたりとか、玄関先でちょっと階段でこけたりする来庁者の方もおられました。そんな場合、遠く回って行かなければいけい。やっぱりそのことも考えまして、このカウンターを設置して戸惑っている来庁者の皆さんにすぐに対応できたらなと考えました。だから、総合案内係というのではなしに、そういうことで対応していきたいというカウンターでございます。そのことをご理解いただきたいなと思います。

以上です。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） ふるさと納税についてお答えいたします。

まず、寄附額についてでございます。申込みベースで申し上げますと、11月末現在、昨年度が3億66,269,500円でございます。令和3年度につきましては、11月末現在、2億97,729千円で、差引きいたしますと68,540,500円のマイナスといったところでございます。12月14日現在、これでいきますと12月中に1億14,596千円入ってきております。11月末と12月14日までの金額を足しますと4億12,325千円、そういった状況でございます。

続いて、令和3年度の取組についてでございますけれども、昨年度に引き続きまして、県内の各市町村と協定を結び、返礼品の拡充を図っているといったところでございます。ちなみに、県内では現在25市町村と協定書のほうを結んでございます。返礼品につきましては、現在受付中のものが約800ございます。また、ポータルサイトにつきましては、6サイトから10サイトと今4サイト増やしてございます。また、リピーターを増やす取組といたしまして、返礼品を送付するときに美浜町のパンフレットを同封いたしましてPRのほうも行ってると、そういうふうな状況でございます。

続いて、規則についてでございます。

先ほどの質問の中で、「主要食糧の生産需給計画の樹立及び政府売渡しに関することを削ったことについて、国の制度が終了したことということで回答のほうをさせていただいております。行政組織規則については、全課のほうで一度各課のほうで洗い出しを行いました。そういった中で、現在終了しているもの、また改正が必要なものにつきましては、今回全て各課のほうで洗い出しをした結果、一部改正をさせていただいた、そういったことでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 10番、鈴木議員。

○10番（鈴木基次君） まず、ふるさと納税ですけれども、現時点で、12月14日時点で4億10,000千があるということで、予算計上が3億の中で、超したということで、私自身は、とても10億、まあ個人的な見解ですけれども、内容を聞いて、もうミカンが大部分でということで、ミカンが地場産業であればあれですけれども、よそから他力本願的な面もあるので、果たして今年、町長は10億と目標やと、それはそれで目標ですから僕は立派な計画だと思うんですけれども、実際はなかなか難しいと思っていたんですけれども、現時点で4億あると、予算を超したということで安心したというか、よく頑張っているなという感想です。

ただ1点だけ、これも前から言っているんですけれども、何とか本来の目的である地元産、現実に難しいのはよく僕も分かっていますけれども、何とか地元の、地元といえば林業はないですから農産物、漁業関係とか、観光も一つのあれになるかと思うんですけれども、やっぱりそれを少しでも、たとえ若干でも増やす努力、これはもうずっと、もちろん

額を伸ばすことも大事ですけれども、地元産を伸ばす努力は今後ともしてもらいたいと、難しい中ですけれども、それだけよろしく願いしておきます。

それと、特に経緯に至った、町長、事細かくいろいろとやっていただいたということで、これはベストではない、感じたらまたやっていきたいということで、それはそういう考えで了解です。また、課内の配置もそういうことでいいと思います。

それで、ちょっと最後に、この機構改革によって例えば名前が変わるとか、表紙が変わっても、また機構が変わっても、やはり最後はそれを実践、運営するのは職員であり、人材ですね。だから、住民が求められるサービスの継続の提供を目指して、職員がいかにモチベーションを高めて取り組まれるか、これが一番大切だと思うんです。このためには、町長がこれまで一番大事にしてきた、一番心を砕いてきた適材適所の人事、これは町長にしかできない専売特許でもあるわけです。今後、職員と共に機構改革に取り組んでいただく抱負について、最後、今後そういうことについて町長の思いを聞かせてもらえればと思います。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 鈴川議員にお答えいたします。

本当に、仕事をしていただくのは職員です。私は職員に仕事のしやすいように、職員が頑張れるように私が支えていくつもりでございますので、その職員が働きやすいようにこれからも取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○10番（鈴川基次君） 終わります。

○議長（谷重幸君） しばらく休憩します。

再開は9時50分です。

午前九時三十八分休憩

—————・—————

午前九時五〇分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

7番、谷進介議員の質問を許します。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 発言の許可をいただきましたので、通告にのっとり2点の質問をいたします。

まず1点目は、平成30年10月、条例第22号にある三尾場外離着陸場に関して、その許認可監督官庁における設置基準や運営要綱、また維持管理についての法令や監督官庁における規則や細則、または規定、報告事項等について、具体的数値、事例、事象も踏まえ、説明を求めます。

同様に、この三尾場外離着陸場の完成に至るまでについても、前段と同様の説明を求めます。さらには、完成より今日に至る間、許認可及び監督官庁に対し、定期、不定期にかかわらず何らかの報告事案が存するのであれば、それらについても説明を求めます。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員の1項目、ヘリポートについての1点目の設置基準や運営要綱、維持管理等について、2点目の完成に至るまで、3点目の完成より今日までに一括してお答えいたします。

場外離着陸場については、一般、特殊地域、防災対応離着陸場の3つに分類されており、三尾場外離着陸場は、災害時において緊急輸送等に利用する防災対応離着陸場です。設置基準については、航空局長からの地方航空局における場外離着陸場許可の事務処理基準に基づいて、建設を行っております。また、適地選定時には、和歌山県防災航空隊のパイロットの方にも現地を確認していただき、離着陸が可能であると回答をいただいております。

設置許可について、国土交通大臣の許可を受ける必要がありません。航空法第79条には、「離着陸の場所」の規定、「航空機は、陸上であっては空港等以外の場所において、水上にあっては国土交通省令で定める場所において、離陸し、又は着陸してはならない。ただし、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りではない。」となっておりますが、同法第81条の2では、「搜索又は救助のための特例」の規定、「前三条の規定（第79条）は、国土交通省令で定める航空機が航空機の事故、海難その他の事故に際し搜索又は救助のために行なう航行については、適用しない。」となっているからです。災害時において、緊急輸送等に利用する防災対応離着陸場であるため、航空法第81条の2の規定となります。建設前から、完成、今日に至るまでの届出や報告等については、不要であるため、行っておりません。いつ発生するか分からない南海トラフ巨大地震に備え、場外離着陸場の維持管理を行っていきたいと考えております。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） こういう法令のことを聞くので、少し固い言葉で質問したらその倍ぐらい固い語句字句でのご答弁となりましたので、少しちょっと理解というか、ぱっとすぐ頭の中に入らないので、くどのような再質問になりますが、この航空機、いわゆる一般的に皆さん、三尾のヘリポート、三尾のヘリポートということで、皆さんの理解はそういうところだろうと思いますが、要はそのヘリコプターというのも航空機という理解で当然いいんだろうと、この文言からすると思うんですが、それで大丈夫なのか。できれば航空機、いわゆる今回のヘリコプターというふうに記述していただければありがたかったなという思いもないことはないんですけども。

それと、自動車の運転と一緒に、自動車の運転は免許がなければしては駄目、航空機、つまりヘリコプターも許可のある所ないと、離発着しては駄目。しかし、災害のときはこの限りでないという規定から、三尾のあそこがオーケーなんだよという、そういうたてりとか理解でいいのか。いいんだろうと思うんですけども、改めて、この字句だけだとどうしても理解が難しいので、もう少し平易な言葉で、議会基本条例にもありますように努めて平易な言葉でということになりますので、再度もうちょっと説明を願いたい。

それと、これが一番驚いたんですが、完成から今まで特段何の報告も要らないというの

が少し驚いたんですけれども、法令上そうなっていればそれでいいです。いいんでしょう。ということは、すなわち設計当時、また完成当時から周りの環境とかいろいろ、昨今この議場の中、また各委員会、全員協議会等々、いろんな話も出ていましたが、当初の設置基準で設置しているというような答弁だったと思うんですけれども、それに何ら変更も危惧する点もないということによろしいのか、何点かの再質問の答弁を求めます。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（太田康之君） まず、航空機の定義ですが、ヘリコプターも含まれるということです。

それと、次、パイロットの資格というところなんです、この災害用の防災離着陸場の規定については、操縦士は定期運送用または事業用の操縦士と、こういうふうになっております。それはというのは、3つのパターンあるんですが、自家用の操縦士、事業用の操縦士、それと定期運送用の操縦士、この3つであります。それで、自家用よりその上位が事業用、その上位が定期用というような種類になっております。ここの基準でいきますと、災害用の防災対応の離着陸場については事業用の操縦士と定期運送用操縦士というところとなっております。

あと災害時。

すみません。申し訳ございません。届出等については、町長の答弁にあったように、全く必要がないというところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 回数も仕方ない。ご答弁は全然あれなんですけれども、災害用とかそういうことではなくて、届出の件は、完成してから今までそういう必要もない、届出もされていないと。

それと関連してではないですが、昨今この議場でも同僚議員の一般質問であるとか、委員会、全員協議会でこのヘリポートの件でいろんな話題が出たやに記憶しておりますが、でも、設置から現在に至るまで、何ら環境等の変化というか、抵触ではないですけれども、法令に影響するような、環境の変化というんですか、そういうこともなく、この三尾の場外離着陸場は法令監督官庁、何ら今も問題なく存在しているということによろしいのかということも聞いたはずですが。それが問題あるないの答弁を求めたつもりだったんですが、少しちょっと言葉足らずだったので、その件ははっきりとお答えをいただきたい。

と同時に、蛇足的な話ですが、一番最後のほうにいつ発生するか分からない南海トラフ巨大地震に備え、この維持管理を行っていききたいということですから、これは自助・共助・公助で言いますと公助の最たるものであるとは思いますが、やはりそれはそれとして大変ありがたいお話ですが、やっぱりもう一度基本というか、この大規模災害の話、自主防災会の立ち上げ等々時点からの、あたりに立ち返っていただいて、あの当時は、こういう大規模災害の場合は何としても自助だと、で共助。で公助には期待しないでくれという

ような話が最初は出てたやに思います。昨今いろんな議論、この議場の中でもそうですが、あまりにも公助公助公助の要求というか、そんなふうがすごく高いように感じているのは私だけではないとは思いますが、そのあたり、自分自身、特別委員会の委員長も拝命しておる関係もございまして、役場の防災の担当の方をはじめ、職員の方としてもやはりいま一度その自助・共助、このあたりの意識づけであるとか、そこに対してのサポートなりバックアップなりとか、そのあたりのことにもっと重点というか、足をしっかり置いてやっていくべきではないのかなあと私は思うんですが、その2点だけお答え願えますか。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員にお答えいたします。

災害時には必ず離着陸していただけるというふうにお伺いしておりますので、問題ないかと思えます。

それと、自助・共助についてですが、もちろんそういうところは自助・共助やっていただくためには町ももちろん協力していかなければいけないとは思っております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） はっきり問題がないという答弁をいただきましたので、それが少し住民の方からいろんな不安の言葉を聞いておりましたので、その確約の答弁をいただいたので、もう1点目はそれはそれで結構ですし、自助・共助についても、私もそういう自主防災会の役も拝命しておりますので、しっかり皆さんと一緒にやっていきたいなということをおし添えて、1点目の質問はそれで終わります。

2点目のほうにまいります。2点目は、観光産業についてであります。

我が町のコンテンツ、スポット、また雇用の創出、地域の高揚等、多方面の観点からどのようなものと捉えているのか。また、それらに関わり、観光協会の設立運営についてもどのような考えかを伺います。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員の2項目、観光産業についての1点目のどのように捉えているのかにお答えいたします。

本町の観光コンテンツとしまして、地方創生事業として整備し、カナダ移民の歴史を伝承するカナダミュージアムや、古民家を改修し、指定文化財に指定された宿泊できるアメリカ村ゲストハウス、煙樹海岸キャンプ場、吉原公園など、またスポットとして煙樹ヶ浜、日ノ御崎灯台、大賀蓮、西山ピクニック緑地、三尾NPOにより開発された観光ルートなど、雇用の面におきましては地方創生事業での雇用、地域高揚、これも地方創生事業によるにぎわいの創出などが当てはまると感じています。

これらの観光資源は点と点の要素が強く、日帰りの方が大部分を占めることから、観光を楽しんでいただくには必ずしも十分とは言えない状況であり、この問題を少しでも解消できる方法として広域的連携を図り、線をつなげる必要があります。日高広域観光振興協

議会や御坊日高教育旅行誘致協議会と協力しながら、体験型民宿や教育旅行の誘致を推進し、交流人口、関係人口の創出、移住推進を図っていきたいと考えてございます。

2点目の観光協会にはお答えいたします。

以前に、議員から同様のご質問をいただきました。担当課やいろいろな方に意見を伺ってきていますが、今日現在において、観光協会に関し進展していないのが現実です。以前にも申しましたが、日高郡内において観光協会が存在しないのは本町のみであるのも事実でございます。ほかの市町の観光協会の会員さんからも、横のつながりを構築する手段でもあるとのご指摘を受けております。日高広域観光振興協議会や御坊教育旅行誘致協議会と連携しながら、将来的に町の観光振興を図っていく上で中心的な役割を果たす観光協会、その設立に向けての関係者の機運、商工会との関連性など、町としてその協力について他市町観光協会の活動も含めて、いま一度考える時間を与えていただきたいと思います。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 答弁に関して、もう内容というか、向かっている方向性、ベクトルは全く同じで、何ら異論を挟むところではないんですが、方向性は同じですが、その大きさ、そこに僕と差異があるんだと思います。何も問題があるとかいうことではなくて、最初のコンテンツや云々のところで、この間からの地方創生事業であるとか、そのあたりのことにもたくさん触れられてはいますが、もともとこの美浜町にはいろんなコンテンツがあると思うんです。例えば、この間チラシにも出ていましたが、僕もずっと感心していたんですが、夕暮れ市、7年を超えられているらしいですね。継続はこれ大変だと思います。最初の頃はすごいにぎわいだったようにも聞いたり、途中で落ち込みながらも、また最近はそうでもないようにもお聞きしていますが、観光スポットになり得ると思うんです。いろんなところも何とかの朝市であるとか、行ったことがあるのは函館の朝市かな、能登か何かのも行った記憶がありますが、それだけでも定着してそういうふうになれば大きな1つのコンテンツになると思います。これは町内だけの方ではないやにも伺っていますが、それもそれで既に広域的な連携がここはできているわけで、大きなお手本になるというか、もし観光協会ということになれば、ここは実行委員会があるのかどうか分からないですけども、ぜひとも中心的役割をしていただきたい団体というか集まりというか、そんなところもあると思います。

ですから、単に例えば喫茶店、飲食業の方であるとか、そういうことも、こういうカナダミュージアムであるとか、そんな、いわゆる景色というんですかねえ、そういうものではなくて、ソフト的なところでも十分観光資源、コンテンツになり得るわけで、そんなところからもしっかり発掘していく、そんな気持ちをもっとこの答弁に出ているら大変うれしかったんですが、そのあたり少し足りないと言うと語弊がありますが、もっと掘り下げてやっていくという気構えがあるのかないかを1点お伺いします。

それと、僕が前から言っている、要は本来のこの観光協会、もうこの文言にあるように、現状はもうしっかり把握していただいているわけで、他の市町にはあるのに、ないのはう

ちだけだと、管内でね。他の観光協会の方からは、横のつながりを構築する手段でもあると、そんなアドバイスというか、温かいお言葉もいただいていると。そうになると、いま一度というのが、今すぐ取り組みというわけではないですが、もちろん町がやるわけではなくて、しっかりしたサポートをしていただきたいということが私の質問の眼目でもあるわけですが、やはり間違いなく、町のほうで当初は観光協会ができたとしてですが、独り立ちできるまでしっかりと事務局を持って、そんな方向も進んでいきたいであるとか、ちなみに先般、この管内の観光協会の方と少しお話しする機会を得まして、そこはもう事務局は町が持っているらしくて、大体年間数十万円、500千以下の事務費だろうとも思いますし、金額の多寡ではないんでしょうが、でもそれをすることによって、他の町の観光協会と綿密なつながりも持てて、情報の共有も図れて、かつ発展もしていけると。

大変重要なというか、リターンが大きいお話だと思いますので、またこの観光産業、その視点を変えれば町全体に大きく波及する。いろんな産物との兼ね合い、ショップとかそういうところまでいけば、一次産業の方とも連携しなきゃならない、またすべき話だろうと思いますので、そんなこんな自分の考えばかり述べているわけですが、そういうことで、もう少し、いま一度ということではなくて、前向きにもっと考える、機構改革等もあるので大変でしょうけれども、そういう中でもう少しこの観光施策に対してポジションを上げて進めていくという考えには至りませんか。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員にお答えいたします。

ソフト面のコンテンツになるようなことも、気構えがあるかというようなご質問ですが、私も本当にこの夕暮れ市なんかも、あれば毎行っておまして、もうその度に両手に荷物を持って帰るんですけども、やはり他市町の方も必ず来てくれていまして、やっただいていて方にはありがたいなと。「美浜町で今日は夕暮れ市あるんやと」というようないろんな方がお話ししてくださっていると、そういうお話も聞いています。本当にありがたいなと思っております。何かそういうことで支えられるのであれば、なかなか金銭的にとかそういうことではないですが、商工会の事務局長も一生懸命毎月出ていただいておりますので、そういう連携ができればというふうに考えております。もちろん、その商工・観光について地方創生と一緒にするほうが合理的だと考えているのも、もちろんそのところも考えて観光を強化することには間違いはないというふうにお答えいたします。

ただ、協会設立についてですが、いま一度というのは、谷議員おっしゃることは分かるんですが、町外の人から、おまえとこ、せえよせえよというふうには聞くんですが、町内の人からもっとやろらよ、やろらよ、美浜町ないのというお声が、なかなか聞こえない。やっぱりそういう機運が高まらないと、よっしゃやろらよ、というお声が高まらないと、こちらが立ち上げてお願いして、何か強制的にやっただくというよりも、皆さんでやっただくということであれば、金銭的なことではなく、町ももう絶対立ち上げには協力とかそういうことはしないということではないんです。ただ、だからそういう機運がも

うちよつと高まってもらえたらな、こちらからやってくださいよと何か無理やりお願いしてやっていただくよりも、自分たちでやろうという機運のほうが本当に盛り上がっていきけるのではないかというふうに考えております。明日、議案第10号にありますキャンプ場の指定管理なんかもお認めいただいたら、こちらも活性化になってきたら、またそういう機運も上がってくるのではないかなというふうにも考えてございます。だから、いま一度というふうにお答えさせていただきました。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 少し耳の痛い答弁であります。もちろん的を射ているからですよ、耳が痛いというのは。やっぱり機運、土壌が高まっていないと。だから、僕もそのとおりでと思うんですが、ただ少し捉え方が違うのが、その機運を高めるため、つまりその土壌を醸成する雰囲気というんですか、そこを何か町から、町長が今まさに言われたように強制的にというのはこれは全くよくない話で、長続きしないでしょうし、実のあるものにはならないと思います。だから、やったら美浜町もこうなって、もちろん町もサポートしてくれて、みんな一緒に農業の方も漁業の方も巻き込んでこんなふうな方向になっていけるんやというのを、僕らもこう言いたいわけですけども、なかなか知識とその場がないというんですか、我々では。そのあたりを町のほうで少し同じ役割を担ってもらって、協会を設立する1つ手前の話も真剣にやっていただきたい。やっていくべきではないのか。こういうのは少しおかしいのかな。

とにかく、皆さんというか、町の一般の方というか、行政以外のところでそれなりに話が立ち上がらなきゃ何にもならないというのではなくて、町のほうも、行政のほうも、住民の方というか、そういう今回なら事業者になるのかな、事業者足り得るような方々と同じ目線というか、同じ立場のほうに下りて町も1つの事業者だよというような考え方にはならないですか。

だって、横並びでというんですか、別に上意下達で観光協会つくりましょう、私どもは事務局をやりますので、どことどの方が役員になっていただいてこうやりましょうと、これはもう一昔、二昔前の手法だと思うので、そうではなくて、同じ立場になってやっていこうという。一度考えるときに、僕の今申し上げたようなことも考えていただいて、それともう一点、少し意地悪い質問になるかと思いますが、この時間というのはどれぐらいですか。3月までも時間でしようし、1年間も時間でしようし。そのあたり、私たちはすぐ短い時間としか思っていないんですが、みんなと同じ立場になっていま一度考える時間というのをもう少し具体的にお答えください。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） ちょっと難しい質問でございますが、やはりその声が高まってきたときのそれが時だと考えてございます。だから谷議員、一緒に考えてください。お願いいたします。

○7番（谷進介君） これで終わります。

○議長（谷重幸君） しばらく休憩します。

再開は10時35分です。

午前十時二〇分休憩

—————  
午前十時三十五分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

日程第2 報告第1号 専決処分事項の報告（令和3年度美浜町一般会計補正予算（第4号））についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。住民課長。

○住民課長（中西幸生君） 専決処分事項の報告（令和3年度美浜町一般会計補正予算（第4号））について、細部説明を申し上げます。

本専決処分事項については、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ47,263千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を38億70,003千円とするものでございます。

補正の内容でございますが、国のコロナ克服・新時代開拓のための経済対策において、子育て世帯の子どもたちを力強く支援し、その未来を開く観点から、ゼロ歳から高校3年生までの子ども1人につき50千円を支給する子育て世帯等臨時特別支援事業の補正でございます。なお、全額国庫補助事業でございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

7ページ、国庫支出金、国庫補助金、民生費国庫補助金、子育て世帯等臨時特別支援金費補助金47,263千円の追加は、子育て世帯等臨時特別支援金給付事業費と事務費の補助金でございます。

次に、歳出について申し上げます。

9ページ、民生費、児童福祉費、子育て世帯等臨時特別支援金費47,263千円の追加は、職員手当等30千円は超過勤務手当、需用費56千円は消耗品費や封筒などの印刷製本費、役務費197千円は郵便料や口座振替手数料、委託料1,980千円は電算処理委託料でございます。負担金補助及び交付金45,000千円は、ゼロ歳から高校3年生までの子ども1人につき50千円を支給する費用でございます。給付や申請に関する案内は12月6日に対象者全員に発送してございまして、12月13日まで給付の申請や受給拒否の届出を受け付け、所得制限などの審査を行い、初回は12月27日に支給する予定でございます。以降は、申請に基づき、毎月10日もしくは25日に支給いたします。

今回の補正につきましては、11月26日の閣議によりまして、新型コロナウイルス感染症対策予備費が措置され、年内に支給を開始するとされたことに伴い、早急に対応する必要があることから、令和3年11月30日付で専決処分させていただきましたので、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、ご承認をお願いするものでござい

ます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 内容についてどうこうというのはありませんが、先日の提案理由の中でも早急に対応すべき、今もそんなお言葉ありましたが、ということですから、その予算の執行状況についてお聞きしたい。印刷製本費、これはもう送付なので全て執行されたのか。それと電算処理委託料についても、しかるべく全て執行されているのか、お聞きしたい。

○議長（谷重幸君） 住民課長。

○住民課長（中西幸生君） 予算の執行状況についてお答えします。

超過勤務手当については、早速11月30日にも超勤していますので支出はしております。それと、消耗品、印刷製本費につきましては、印刷製本費につきましては、何分早い段階で送付しなければならないとなったので、まず今ある児童手当の封筒を一旦使用しまして、現在発注してそれを補う形です。それと、電算処理委託料につきましては、現在契約をしております、まだこの事業につきましては来年3月31日まで生まれた子どもが対象になります。その子どもについてもその電算処理をかけなければなりませんので、最終的にはその事業が終わりまして支出になるということになります。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 先ほど、細部説明で12月6日には送付したというふうに言っていましたよね。送付のそのピックアップに電算処理が必要だったわけではないのか。細かいことを言いますと、11月30日の専決、そうすると1、2、3で、4、5はもう土日、ということは、3日にはこちらから出状していなければ、6日に送付したわけですか。いずれにしても、その3日間で電算処理の委託を始めて委託契約をして、そのピックアップだとそれぐらいのスピードで済むものなんですか、単純な疑問です。

○議長（谷重幸君） 住民課長。

○住民課長（中西幸生君） こちらにつきましては、3日間の間ということですが、事前にもこちら準備しまして、できるだけその間でできるよう努めた結果、3日間で仕上げております。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、報告第1号 専決処分事項の報告（令和3年度美浜町一般会計補正予算（第4号））については、承認することに決定しました。

日程第3 議案第1号 機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） 議案第1号 機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、細部説明を申し上げます。

機構改革についてでございますが、住民の皆様が求められているサービスを継続して提供していくため、時代のニーズに合った機構改革を検討してきたところでございます。

お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

まず、第1条におきましては、課の名称を改正するものでございます。「総務政策課」を「総務課」、「防災企画課」を「防災まちづくりみらい課」、「健康推進課」を「子育て健康推進課」、「福祉保険課」を「かがやく長寿課」、「産業建設課」を「農林水産建設課」に改正いたします。

改正理由といたしまして、総務政策課については、政策的な業務は防災企画課で業務を行っているため、「政策」を削り「総務課」、防災企画課については、防災と町づくりを町民と行政が知恵と力を合わせ、魅力と活力あふれる未来の美浜町をつくっていくという思いを込め「防災まちづくりみらい課」、健康推進課については、妊娠期から子育てまで子育て包括支援に取り組み、子育てするなら美浜町でと言われるまちをつくっていくという思いを込め「子育て健康推進課」、福祉保険課については、高齢者の皆さんが健康で生きがいを持ち、かがやいて暮らしていける美浜町をつくっていくという思いを込め「かがやく長寿課」、産業建設課については、産業建設課から商工・観光を防災企画課に移管したことに伴い「農林水産建設課」といたしました。

次に、第2条の改正は、各課の業務の効率化や住民の皆様の利便性等の観点から、各課の代表的な分掌事務を改正するものでございます。

細部にわたる分掌事務については、美浜町行政組織規則におきまして、改正いたします。

なお、今回の機構改革におきまして、課の名称を改正したことにより、美浜町課設置条例以外の関係条例も改正してございます。

附則といたしまして、この条例は、令和4年4月1日から施行いたします。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） 大変バランスの取れた機構改革で、課の配置もええと思います。

ただ、ちょっとお聞きしたいのが、このシステム改修費のところ、今後も出てくるんですけど、どちらでもいいところなんですけれども、2,000千円ほど出ているのと、備品とか、そういうパーティション系のことも書いているとは思いますが、機構改革に係る費

用という意味でそこには出ていると思うんですが、もちろん新しくするもんもあれば捨てるもんもあるでしょうし、またこんな札1個でも、この辺というのはもう備品に全部含まれているんですか。ちょっと詳しく、いろいろ要らんもの、名刺1個であってもそうやと思います。いろんなもの、細かいものはこれ全部含まれてのこの金額という考え方でいいですか。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

機構改革に係る費用についてでございます。現行の予算についても活用のほうをしていくといったところでございます。まず受付印、ゴム印、金額については181,280円、こちらについては現行の予算で対応いたします。続いて、各課の看板、こちらについては33千円、現行の予算で対応いたします。続いて、棚377,300円、こちらについても現行予算で対応します。

続いて、電話関係、こちらについては126,461円、こちらにつきましても現行の予算で対応いたします。もう一つ、棚ですけれども、こちらについては259,600円、こちらについては12月補正のほうで対応のほうさせていただきます。

続いて、パーティション、こちらについては226,600円、こちらについては12月補正で対応いたします。カウンター228,250円、こちらについては12月補正で対応のほうをします。

続いて、電算パソコン関係、庁舎インターネットLANの配線業務82,500円、こちらについては12月補正で対応します。庁舎パソコン移設設定業務110千円、こちらについては12月補正で対応のほうをいたします。

続いて、防災関連機器といたしまして550千円、こちらについては12月補正で対応のほうをいたします。

続いて、産業建設課のほうでの日高川防潮水門システムの移設作業1,331千円、こちらについては12月補正で対応のほうをいたします。

続いて、窓口通路、カウンターの移設189,200円、こちらについては12月補正で対応のほうをいたします。続いて、通路点字ブロック50,160円、こちらについては現行予算で対応のほうをいたします。続いて、庁舎の案内板56,100円、こちらについては現行予算で対応のほうをいたします。

合計でいきますと、12月補正に計上している金額については2,977,150円、現行予算での対応金額につきましては824,301円、トータル3,801,451円となっております。

以上です。

○議長（谷重幸君） いいですか。4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） ちょっと別の質問させていただきます。

もともと産業建設課にあったと思うんですが、地域資源活性化に関することが防

災へいっていると。これはもうこっちでええんかなと思うことと、移住推進のほう、改めてお聞きするという意味も含めまして、この2つ、もうちょっと詳しく教えてください。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

まず、地域資源活性化事業に関する事、こちらにつきましては、現在、産業建設課のほうで商工・観光関係になります。3町連携しまして、プロジェクト21などの事業を行ってございます。そういった事業についてでございまして、機構改革に伴いまして、商工・観光については防災まちづくりみらい課での業務となりますので、そういった改正のほうをしてございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（太田康之君） 移住推進に関する事についてお答えします。

もともと、この移住推進というのは、今回の改正まで中に入っていなかったというのが事実です。それで、今回、機構改革するに当たって、空き家バンクであるとか、そういう関係で、これは必要だろうということで入れさせていただいたということでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） ちょっと地域資源活性化のほうなんですけれども、すみません、無知で申し訳ないんですけれども、上には商工・観光に関する事ってあるわけなんですけれども、下にも地域資源活性というところで、今商工・観光とおっしゃったんで、この辺ちょっと教えていただけませんか、もう一回。2つ並んでいるんじゃないですか、類似が並んでいるんですか。

○議長（谷重幸君） 産業建設課長。

○産業建設課長（大星好史君） お答えします。

以前、こういうふうにご指摘のところについては、産業建設課にございましたけれども、いろいろと協議させていただく中で、これは地域資源に関する事ということですので、特に観光とか、そういうふうな部分が主であるというふうなところで、今回、防災企画課のほうへ移させていただいたというところでございます。北村議員おっしゃるように、商工・観光に関する事ってあるんですけれども、それと並列かということでございますけれども、それに関連する部分に関する事というふうにご理解しています。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） この分掌事務の事についてちょっとお伺いするんですけれども、全ての分掌事務を網羅するとかいうのは大変難しいことだと思うんですけれども、子育て世代包括支援センターってありますよね、そこでの業務というのは、ないものとしてここには書かれないものなのか、それともそういうふうなくりの事務というのは想定してい

ないというのか、それともこちらのほうの子育てに関することのところへ含むという、そういうふうな捉えでいいのかどうか、ちょっとお願いしたいと思います。

○議長（谷重幸君） 健康推進課長。

○健康推進課長（浦真彰君） こちらのほうの条例のほうには入っていないんですけども、規則のほうで子育て世代包括支援センターのほうはございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） まず、この議案は住民生活に直結し、重大な影響を及ぼす役場の事務分掌を変更するという大変重要な政策ということで、そういう理解でいいのかどうか。それと、少し趣は違いますが、これに関連して変更しなければならない規則、規定、要綱、例えば別紙とか別表等、これ何本何種類あるんですか。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員にお答えいたします。

この事務分掌についてですが、もともと昔から細かい部分でも入っていないとか、それが規則に入っているとか、いろいろありまして、やはりこの機構改革に伴い、そこもきちり見直していくということでございましたので、重要であると考えました。ただ、昔は課にこれを、何々に関することと書いていますけれども、人についてくるというような仕事もありました。人が異動する度にその仕事を持っていくというようなこともありましたので、それもきちり見直していきたいということでこういうことにいたしました。

以上です。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

機構改革に伴う例規整備についてでございます。条例につきましては、今議会のほうに上程させていただいております4条例、美浜町課設置条例と美浜町特別職報酬等審議会条例、美浜町発電所環境問題等調査委員会条例、それと美浜町都市計画審議会条例の4条例でございます。規則につきましては、行政組織規則をはじめ19規則でございます。それ以外に、規定としまして3規定がございます。トータルいたしますと条例4、規則19、規定4の26の例規の整備が必要となっております。

これはあくまでも例規集に掲載している部分での例規でございます、それ以外の例規については、現在洗い出しのほうを行っているところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） まず、重要な政策という答弁だったので、それでは議会基本条例第7条にある別表1の提出を求めます。それと、4条例19規則3規定、で、まだ洗い出されていると。その変更とか、すべからず4月1日まで完了できるんですか。別表1の提出は必ず今この議会中に、今のここで頂きたいですよ。

○議長（谷重幸君）　しばらく休憩します。

午前十一時〇〇分休憩

———・———  
午前十一時十五分再開

○議長（谷重幸君）　再開します。

ただいまの谷進介議員の質問について、別表での資料の提出を求めた事柄について、後刻また議会で議論した上、精査した上、対応したいと思います。

質疑を続けます。

○議長（谷重幸君）　総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君）　お答えいたします。

例規整備についてです。3月末までに間に合うのかといったご質問がございました。3月末までには間に合います。

以上です。

○議長（谷重幸君）　7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君）　分掌についてはそういうことですので、議決機関でもあり、やはり条例、法令等に従って行動すべきという信念の下でありますので、この別表に従って少し質問をさせていただきます。

ご存じのように、最初は施策を必要とする原因、現状、目的、背景、これはるる述べられておりますし、今朝の鈴川議員への一般質問のやり取りの中で十二分な理解を私はします。そこは問題ないんです。もう少し内容、施策実施に必要となるものがこの条例の改正それだけでいいのか。何かそちらの理事者側のほうでこういうものと考えているものがあるのかないのか。

それと、やはり一番お聞きしたいのは、最終的な到達目標、本年度の到達目標、今後の課題はいいですが、その3点ほどの答弁を求めます。

○議長（谷重幸君）　町長。

○町長（藪内美和子君）　谷議員にお答えいたします。

到達目標でございますが、やはりこの事務分掌に沿ってきっちり業務ができていきたいという思いでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君）　7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君）　その文字面の目標はとにかく、もちろんこの条例の内容を私はどうこう言うつもりはないんです、全然。ここは、もう長の考え方と最終的には意見のことがどうこうというものもあるでしょうし、だけど目標ならそれで住民の生活にすごく資することができるのか、これこれこういうことでできるという、そういう具体的な目標を持たれているべきなので、そんなふうな質問をしたわけですが、その辺はなかったんですか。これでも4回目やな。すみません。そのあたりですね。

とにかく、今日鈴川議員も目的と手段のお話しされていましたが、単なるこれはもう機構改革だけがもう目標みたいになっちゃってそんな感が否めないなと思ったので、基本に立ち返ってしっかり練ってやっていくことを我々としても監視をして、町当局はそのとおり事務事業をされているという確約が欲しいので、少しこんな小うるさいことを言ったわけですが、そのあたり、進める上で、再度、本年度も最終的な到達の目標もあると思うんですけれども、もう一度その辺しっかりした答弁を求めたいのと、それと、大変な労働に係る案だと思います、このとおりするのは。一番懸念するのは、それは今なのか。去年来から災害と言われるようなコロナ感染症とか、またオミクロン株云々という話も出る中で、その対応が、課が移る、場所が移る、この件に関して所管事務は変わらないでしょうけれども、いろんな対応の関係から、あれもこれもそれと色々な業務をして、ここがおろそかにならないのか、そこのしっかりした答弁を求めたい。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員にお答えいたします。

鈴川議員の一般質問にもお答えしたように、私としては、防災まちづくりみらい課一つに取りましても、やはり町づくりを1つの課で、未来へつなげていきたいという強い思いがあった。それを職員の皆さんに業務を行っていただくわけなんですけど、もちろんなぜ今なのかというふうにもおっしゃっていましたが、それも答弁の中に、やはりこの私の任期中にやりたかった、また未来へつなげていきたいという思い、これが強かったという思いでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第1号 機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第2号 押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） 議案第2号 押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、細部説明を申し上げます。

本条例の制定につきましては、押印等の見直しに係る法改正に伴い、関係条例の一部を改正するものでございます。

法改正の目的は、行政手続における書面規制、押印、対面規制の見直しを行うことは、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のみならず、業務そのものの見直しや効率化が図られ、行政サービスの効率的・効果的な提供にも資することが目的でございます。

以下、条文に沿ってご説明申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

第1条関係では、美浜町固定資産評価審査委員会条例の一部改正でございまして、改正内容は、審査の申出、審査申出人の口頭による意見陳述、口頭審理、実地調査、議事についての調書から署名・押印を廃止するものでございます。

第2条関係では、美浜町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正、第3条関係では、学校職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正でございまして、改正内容は、職員のサービスの宣誓については、任命権者等の面前において、宣誓書に署名しなければなりませんでしたが、改正により、宣誓書を任命権者等に提出することになります。また、宣誓書の様式から押印を廃止するものでございます。

第4条関係では、美浜町火入れに関する条例の一部改正でございまして、改正内容は、様式の改正で、火入許可申請書については、押印を廃止し、火入許可証については、現行においても許可証を発行する場合は、町長印を押印しなければならないため、改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和4年4月1日から施行いたします。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第2号 押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

再開は1時30分です。

午前十一時二十五分休憩

—————・—————

午後一時三〇分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

日程第5 議案第3号 美浜町教育施設整備基金条例の制定についてを議題とします。  
本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） 議案第3号 美浜町教育施設整備基金条例の制定について、細部説明を申し上げます。

本条例の制定につきましては、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、美浜町教育施設整備事業の財源に充てるため新たに条例を制定するもので、同法第96条第1項第1号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

以下、条文に沿ってご説明申し上げます。

まず、第1条は本条例の設置目的を定めてございます。

第2条は基金として積み立てる額、基金から生ずる収入についての規定でございます。

第3条は基金の管理規定で、現金は金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないと規定してございます。

第4条は基金の処分について規定してございます。

第5条は委任事項の規定でございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたします。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 7番です。第1条の設置のところで、教育施設、その施設の定義とか何を指すのか、また整備事業の整備とはどういう内容までを指すのかお聞きします。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

教育施設整備の定義についてでございます。

まず、この基金につきましては、小学校の統合に充てる財源をまずは考えてございます。

長い目で見れば、教育委員会の所管の公共施設、小・中学校とか、ひまわりこども園とか、公民館、体育センター等々、大規模な修繕も必要であろうかと思えます。そういったことの中で幅広くこの基金を制定しまして、活用のほうをしていきたいというふうに考えてございます。

あくまでもこの設置についての定義につきましては、教育委員会所管の公共施設の整備ということでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） ちょっと僕の頭では消化し切れなかったんですが、今の答弁で、冒頭、まずは小学校統合にかかると。でも、最後後段のところでは、教育委員会所管の公共施設全般に、やがては当たるという理解でいいのか、最初はまずとはという一番最初に総務政策課長の答弁の目的が第一というか、第一義的に優先性を持ってそこに使うという理解でよろしいのか。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

谷議員のおっしゃるとおり、まずは小学校の統合のための基金でございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、繁田議員。

○9番（繁田拓治君） まずは統合ということでありますけれども、これ統合を前提としてもう取り組むということですか。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 繁田議員にお答えいたします。

以前も谷議員からご質問もありましたように、まずは、いつかそういうことになるときに、財政的に補助金等、望めない場合もあるので、こういうことも考えられないかというご指摘もありました。まだ、今のところそこまでは進んでおらないんですが、いざそういうときには必要になるであろうということで、この基金を設置したということでございます。

○議長（谷重幸君） 9番、繁田議員。

○9番（繁田拓治君） 言うている意味は分かりますけれども、統合を前提として資金を積み立てるということになりまして、この統合ということにつきましては、今各地区でもやられていますけれども、今後いろんな問題を含んでくると思うんです。地域の実態を調べるといろいろしなければいけないと思いますんで、あまりそういう波が出ていないところへ、まずは、この積立てをするというふうなことは、言うている意味は分かるんですけどもね。いかがなもんかなと思いますけど、そこら辺はどうですか。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 繁田議員のおっしゃることも理解できますけれども、そういうふうにいざなったときに何もないということが、なかったら始まってこないで、まだ、机上に上がるまでにはそういうことも必要ではないかとこちらも考えましたので、この積立てをすることにいたしました。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 同じようなことをちょっと聞くことになるかも分かりませんが、第4条の中でのこの処分することができるというのは、具体的にどのようなときを想定して処分をしていくのか。そのことをもう一度お伺いしたいと思います。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

第4条の基金の処分についてでございます。

仮に小学校を建てる場合については、その基金を取り崩して運用するといったものでございまして、そのためには、まずは基金のほうに積立てを行うと、建てる場合については

その基金を取り崩して活用していくと、そういうものでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 小学校を建てる時というのは、統合した学校を建てるかそれだけに絞ったものなのか、それとも、実際の統合というのは大きな課題でもありますし、前提になっているというふうな、それがもう確実に決まったものであるかというものでは僕はまだないと思っているんですけども、十分住民さんの声とかをやっぱり聞いて進めるべきものであって、それに向けただけの取り上げての処分というのは、やっぱり問題があるのではないかと思うんですけども、この処分については、現存する学校の建物、小学校ね、それを建て替えるとか、現状のやつを建て替えるとか、そういうことを含んでとか、統合しないままで、その学校のそれぞれの学校を存続する中で、それについての建て替えとか、そういったことも含めているのか、それはどうですか。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 森本議員にお答えいたします。

そういう含みもありますけれども、もちろん住民さんの意見を集約して、そのときになれば集約して聞かないといけないということにもなります。だから、このことでもう統合するんだよという一人歩きというのはちょっといかなもんかなというのは考えております。

そうではなくて、今後、そういうときが来ればということでございますので、その辺ご理解いただきたいと思っております。

○議長（谷重幸君） 3番、谷口議員。

○3番（谷口昇君） えらい、すみませんよ。

ちょっと簡単なことやけれども、長と議会の関係というのは対等であんね、昔から。ほいで、対等ということは敵対関係、いかにして我々議会は町長をやっつける、町長は議会にて逃げる、また反論する。長と議会と一致したらあかんのよ。ほいで、どこの大学の講座でもねヤマよらよ、点数くれるように、皆、それ問題、出いてくるんねら。ほたらな、地方公共団体の長と議会の関係ちゅうやつ。ほんで、カンニングして書いてとおんねけどね。そのくらいに、我々の敵は長であります。

○議長（谷重幸君） 質問して。

○3番（谷口昇君） 知事でも構わんねで、村長でも構わん。長が我々の敵、彼ら敵は我々議会の敵と思つたある。どがいにして擦り抜けるか。地方公共団体の設立しても、しやせんにしても、戦争になっても別に構わん。難しいんよね、哲学的に。ほいで聞きたいんやけれど、今まで、こいつくつたん初めてですな、なぜやってきたんないなど、こう思つてね、せなんだんな。こいやつたら町長余計しんどなると思うけどね。なあなあでね、町長なり、その議会もなあなあでやたらうまいこといけるんよ。もしこいできたら、また敵対しますよ。いかにして町長はよ破綻さいたれ、な、解散してくるやけどもね。ほい

て、敵が、町長側が議会を潰いたれと、こればかりやったらええんです。そういう点でね、長と議会の関係ていうことは、行政法で必ず出る問題よ。そい、ちっとうでも書かなんだらあかんの。

究極のところ、長は議会の敵である。また長から言うたら、議会は敵である。そのとおりやったらスムーズに行くんです。そい知らんもんは、長にはなれなな、議会にもなれな。その言質を取ったろうと思ってね、我々議会だったら10人やさかいに、面々にメモしてそのあらを探っている。そいでやんのが一番ええ方法。そういう中で、何故、こがなことをやらんなんのいなと。こいしたら議会、若い人や頭の切れる人だったら楽しいですよ。ずっとやりまくったたらええんやもん。ノイローゼになるで、敵は。敵とは町長やで。わし、今もう、はよいにたいばっかいよ。そらないけれどね。こういういきさつはなぜかと、置いといたほうがよかったのになあと思てんねけどね。ほたら、なあなあでやってくれらら、はいはいと。町長はん、これでよろしおますかって。我々議員がへりくだって言う。舌出いたあるけどよ。そういういきさつを教えていただきたいんよ。その結果、私はこれ、恐らくこんな小さい町にも、そんなこと言うたら、中学生にも笑わるる。きょうびの中学生もよう知ってららな。わいらも教えてきたんやけれどね、そいえ。そのいきさつをちょっと聞きたい。

○議長（谷重幸君） 何のいきさつですか。基金をつくったいきさつということですか。基金をつくったいきさつということでもいいですか。

○3番（谷口昇君） 要らんのに、なぜこれせんなんのよ、そういうことやな。えらい耳わりいて、ごめんなさい。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷口議員にお答えいたします。

まず、一般質問の中から、統合等についても一般質問がありました。その時が来たら、金額とか財政とか大丈夫なのかと、そういう話もありましたので、そういうことがまだ話は始まっていませんが、また、いつか、教育長のほうからも、各クラスの学年の人数が少なくなってきた、複式学級になる場合がそういうときだというふうに、答弁させていただきましたが、またそのときが何年後かにやってきます。そしたら、そのときに、すぐにお金があるかと言ったら美浜町の財政上なかなか難しく、国からの補助金もなかなか思ったように頂けないということで、今、ふるさと納税も少し積んでいけているので、こういうことに使えるように、今から積んでおくということで積まさせていただいたということでございます。

○議長（谷重幸君） 3番、谷口議員。

○3番（谷口昇君） すみません、何も分らんので。

実は、これのうてもやっていくんねで、親切にこまでつくってくれたあるけれどね、銭ら、コピーするお金あったらええだけやけどね。それで、なぜやったんかって言ったら、これやらんほうをええんと違うかと。こういう案を書いてくれたあるけれどよ、そい思て

んね。やったらね、町政が物すごう、この小さい町やのにね、混乱しますよ。私は若い時は、そういうことほうが好きやってんけれどね、もう年いって、息すんのもしんどなってきた、足も手も肩もわりしよ。そいで、こいしたら、町長忙してかわいそうなやで。毎日わしは役場へ行くんは何のために行くかと言うたら、議員の仕事ていうのは、いかにして町長をせちごうたろうかと。そいばかりよ。もうなって途中で1回か2回抜けたあるけれども、30年近くやっているけれども、今日はどがいにして、てごたろうかと。どがいにしてせちごうたろうかと。これが理想的な自治体の議員のやり方、長と議会。

○議長（谷重幸君） もう、休憩中、休憩中。

午後一時四十七分休憩

———・———

午後一時四十九分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

3番、谷口議員。

○3番（谷口昇君） 基金があったほうが、ええということですか、のうてもやっていけるん。教育長、そうですか。

○議長（谷重幸君） 教育長。

○教育長（塩崎善彦君） 谷口議員のご質問にお答えいたします。

今年、第1回目の議会であったかと思うんですけども、ご質問がありまして、今のところ、小学校の子どもたちの人数も減っています。その中で、いずれは統合ということはこれも問題が起こってくるやろうという話がありました。

その中で、見通しはどうかというお話もありました。私はその中で、複式学級が実現したときに、それは一つのめどであろうという話をさせていただきました。それが最短で令和11年というところまでお話ししましたがけれども、今年度の出生者数の状況から言えば、最短というのはなくなりました。令和11年というのはなくなりました。

ただ、統合しなければならぬということが出てきたときに、美浜町の財政ですぐにそんだだけの予算確保できるかといえばできない。ですから、今から徐々にその資金を確保しながら、予算化しながら、住民さんの統合への意向も高まったときに、それに対して適切に対応できるように、今から準備をしておこうということで、私は統合できずにいけば、それにこしたことはないというふうに思っているんですけども、ただやっぱり行政として、教育委員会として、その備えはしておかないといけないということで、町長部局のほうにもお願いをしているところです。それが今回のこの整備基金条例ということに至ったというふうにご理解いただければというふうに思います。

以上です。

○議長（谷重幸君） 3番、谷口議員。

○3番（谷口昇君） えらいとんちんかん質問してごめんなさいよ。

これいづれにしてもやね、金をためとかんなんと、それ、条例に、給食法のこと書いた

あんねけど。結構なことや。もしそれを止めたら、もうあかんさかいにの。この条例、続けてもうたら、思います。これを設置することについては、ここに書いたあんな、反対いたします。反対の印はもう先書いたあんねよ。採決のとき言うけどよ。論旨が合うように。

○議長（谷重幸君） 9番、繁田議員。

○9番（繁田拓治君） えらい混乱して申し訳ありません。

今町長も教育長も言われました。これ、よく分かるんですけども、私の言いたいのは、この統合という名前を出さんほうがいいんじゃないかということなんです。

これを聞いた住民とかそういうのは、もう統合ありきで考えていくというような気がしますので、そうなりといけませんので、小学校の耐用年数もあと何年か来ますんで、そのときの建て替えのために基金を積み立てておくと、こういうのであれば、それが統合であっても何であってもいいかと思うんですけども。だからそういう耐用年数も鑑みた上での基金であるというふうに銘打っておいたほうがいいんじゃないかと、混乱を招かないんじゃないかと思われまして、そういう意味で私言っているんです。

以上です。

○議長（谷重幸君） 教育長。

○教育長（塩崎善彦君） 繁田議員のご質問にお答えいたします。

この条例、名前見ていただきましてもお分かりのように、教育施設整備基金条例ということではさせてはいただいています。

それは、繁田議員おっしゃるように、統合というのをやっぱり全面的に出していくのはいかなものかということで、一応統合というような言葉を使わずに、先ほど申し上げましたように、もし、その統合をしなくていけるにこしたことはないというふうに思うんです。ですから、この基金積み上げていって、やっぱりこの後、町内の子ども的人数が増えて、統合というのがちょっと遠のいたということになれば、この基金を使って今の校舎も当然老朽化しています、そちらのほうに活用というんですか、そういうことも可能になるのではないかなというふうに考えます。

ということで、この条例自体、統合という言葉は一切ここには使っていないということです。ただ、含みとしまして、谷議員おっしゃいましたように、一義的にはやっぱり統合となりますと10億以上の資金がかかる、それを単年度、あるいは短い間に調達するのはとても町の財政事情からいうたら難しいだろうということで積み立てていくという、そういうことになろうかというふうに思います。そこのところをご理解いただければというふうに思います。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 今の答弁に関わってなんですが、統合して建物を建てるというのは、統合したときに、新しい一つの学校を、一つの施設を現在ある場所じゃなくて、現在の今の2校の小学校を生かすんじゃなくて、新しい小学校を建設から含めて建てるという

ことの理解でいいんですかね。

○議長（谷重幸君） 教育長。

○教育長（塩崎善彦君） お答えいたします。

先ほども言いましたように、3月の議会で最短令和11年というお話をさせていただきました。その年の出生者の人数から、大体何年後にはそういう統合も考えなければならぬのかなというのがある程度予想できると思います。その間に、統合の方法について、これはやっぱり住民の皆さんのご意見、議会の皆さんのご意見を聞きながら、合意できるところでしていくというのが、これは道理だというふうに思います。

したがって、今、どこにどうするという、そういうところは一切白紙の状態です。新しく一つのところへ造れよという、そういう機運が高まればそういうことになるでしょうし、いや今の既設の、既存の和田小学校、松原小学校どちらかを活用しようやないかと、そういうことで合意が見られるのであれば、そういうこともあり得ると。そういうふうにご理解いただければというふうに思います。

ですから今、統合に対しての構想というのは、具体的なものは一切今のところはないというふうにご理解いただければと思います。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第3号 美浜町教育施設整備基金条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第4号 美浜町学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。教育課長。

○教育課長（河合恭生君） 議案第4号 美浜町学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定について、細部説明を申し上げます。

学校給食については、現在、その調理・配送業務を民間会社に外部委託して実施しているところであり、建物自体の物的要素は存在しているものの、条例に規定している学校給食を供する施設としての美浜町立学校給食センターは、既に事実上存在していないと判断します。

一方、美浜町立学校給食センターの設置及び管理に関する条例については、こうした実態との整合性が取れていないまま今日においてもなお存在し、このことを解消するため、新たに条例を制定するとともに、給食センターに関する条例は廃止します。

文部科学省が定めるガイドラインには、「地方公共団体における学校給食費の徴収・管理の透明性の観点からは、条例・規則を制定し、地方公共団体における徴収・管理の取扱いを、地域住民に対して明らかにしておくことが望まれます」とあることより、条例にて、学校給食に関する基本的な事項を定めるものでございます。

第1条は趣旨規定、第2条では、この条例で使用している用語のうち、その意味を明確にしておく必要があるものについて説明しています。第3条で、本町では学校給食を実施することを明記し、第4条から第6条までは、学校給食費に関する規定であり、第4条第2項にて、その額は規則で定めることといたしました。

学校給食の実施に当たっては、これまでも地方自治法の規定に基づく附属機関を設けてきておりますので、本条例においても同様に、第7条において、教育委員会からの諮問に応じ、学校給食の実施に関する重要な事項について、調査審議し答申を行う附属機関として、学校給食運営委員会を設置し、委員の定数や構成といった事項を規定しています。

附則に関しましては、第2項の規定により、現行の学校給食センターの設置及び管理に関する条例を廃止し、第3項の規定により、委員の報酬を定めている条例の別表で用いられている名称を「学校給食運営委員会委員」に改めるもので、本則・附則とともに公布の日を施行日としています。

補足といたしまして、本条例に関する資料をお手元に配付させていただいております。

以上、誠に簡単ではございますが、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第4号 美浜町学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第5号 美浜町下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） 議案第5号 美浜町下水道事業の設置等に関する条例の制定について、細部説明を申し上げます。

本条例は、令和4年4月1日から美浜町下水道事業を設置し地方公営企業法に伴う財務

規定等、いわゆる公営企業会計を適用するために制定するものでございます。

第1条は、下水道事業の目的及び設置について定めてございます。

第2条は、下水道事業に公営企業会計を適用することについて定めてございます。

第3条は、基本理念及び処理区域等を定めてございます。

第4条は、予算で定めなければならない重要な資産の取得及び処分について、種類及び金額を定めてございます。

第5条は、議会の同意を要する賠償責任の免除について金額を定めてございます。

第6条は、議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等について金額を定めてございます。

第7条は、業務状況説明書類の作成について、期間及び期日等を定めてございます。

附則として、この条例は令和4年4月1日から施行いたします。また、この条例を制定することに伴い、美浜町特別会計条例を廃止し、美浜町農業集落排水事業基金の設置に関する条例、美浜町公共下水道事業基金の設置に関する条例及び美浜町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正いたします。

なお、美浜町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の加入金免除については、内規で運用していたものを条例に加えるものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 第3条のところなんですけれども、「下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない」とあるんですけれども、この企業の経済性を発揮するというところの具体的な、どのようなことか、ちょっと説明をお伺いしたい。

○議長（谷重幸君） 上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） お答えします。

企業の経済性というところなんですけれども、使用料で運営している事業でございます。企業会計にすると何か変わるのかという話もあると思うんですけれども、今の段階でも、経済性を発揮するような形で、それを心がけて運営をしているわけでございますけれども、理念をうたうときに、どうしてもこういう定型じゃないですけれども、こういう形のものが必要になってくるというところなんです。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） そしたら、そのことについてなんですけれども、この文言が入ることによって、例えば住民に対する影響というのは、特に今までの状況と変わらないというふうに捉えてよろしいですか。

○議長（谷重幸君） 上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） お答えします。

何ら変わりございません。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第5号 美浜町下水道事業の設置等に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後二時〇九分散会

再開は、明日17日午前9時です。

お疲れさまでした。